

知的障害を理解するための基礎講座実施規程

平成 23 年 5 月 17 日	制	定
平成 25 年 4 月 1 日	改	正
平成 29 年 3 月 15 日	改	正
平成 30 年 3 月 19 日	改	正
平成 31 年 3 月 14 日	改	正
令和 2 年 3 月 12 日	改	正
令和 4 年 3 月 15 日	改	正
令和 5 年 12 月 14 日	改	正

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）は、知的障害福祉に関心のある人の基礎知識を高めるために本講座を実施する。

(名称)

第 2 条 この講座は、知的障害を理解するための基礎講座（以下「基礎講座」という）という。

(委員会)

第 3 条 本基礎講座は、委員会設置規程に基づき人材育成・研修委員会（以下「本委員会」という）が企画・運営する。

(受講対象者)

第 4 条 受講対象者は、知的障害や自閉症等の福祉に関心のある者とする。

(受講定員)

第 5 条 受講定員は 400 名とする。

(募集)

第 6 条 募集は、原則として年 2 回とする。

(履修期間)

第 7 条 履修期間は 6 ヶ月とする。

(履修)

第 8 条 履修は、通信教育により行うものとする。

(講師)

第 9 条 講師は、本委員会が推薦し、本会の会長が委嘱する。

(諸則)

第 10 条 本規程の細則に関する事項については、別に定める。
2. 本規程を改正または廃止するときは、本会の理事会の承認をうけなければならない。

知的障害を理解するための基礎講座の細則を次のとおり定める。

(受講の手続き)

第1条 受講を希望する者は、所定の手続きを行い、別表1に定める受講料を納入しなければならない

(履修方法)

第2条 受講者は、本基礎講座テキスト等により学習し、レポートおよび確認テストを提出する。

(修了認定)

第3条 すべてのレポートおよび確認テストの提出により修了した者に修了証書を発行する。

(受講料等)

第4条 受講料については別表に定める。

(別表1)

受講料

受講料	18,700 円
再評価料（1 課題）	1,100 円